

を図る ット環境を駆使して納税者の便宜 いうイメージが先行するきらいが 納税環境整備」というと、 (納税をしやすくする) ネ ع

措置が規定されました。

に関連する納税の適正化に関する

令和4年度の税制改正におい

「納税環境整備」およびそれ

です。 ŋ は、 税強化に主眼が置かれているよう け 改正で示された「納税環境整備 あります。ところが、 「納税条件の厳格化」による課 納税者の便宜を図るというよ 納税の適正化を図る、とりわ 今回 1の税制

その項目には、 証拠書類のない簿外経費の損

課税庁の職員には、適正公平な

環境整備)による弊害

1

- 金不算入の厳格化 相続税に係る死亡届の情報
- 3 2 の通知の見直し 等
- 少申告加算税等の加重措置の整 帳簿の提出がない場合等の過

があります (図表1)。 大など税理士制度の見直し 税理士に対する懲戒処分の拡

4

をみていきたいと思います。 て、改正の経緯や実務上の留意点 経費の損金不算入の厳格化につい 響が大きい①証拠書類のない簿外 本稿では、なかでも実務への影

> 調査件数自体も大幅に減少す 実地調査にかける時間が減

税庁側の負担が増大し、

結果とし

ない経費の損金不算入の厳格化が そうした帳簿書類等を保存してい 者に対応するための措置として、 帳簿上も計上されていない経費で す領収書などの証拠書類がなく、 「証拠書類のない簿外経費」と 税務調査における悪質な納税 金額や取引内容、 日付等を示

改正に至った

図られました。

**(1)** 

平成23年度の税制改正

課税の観点から、納税者等に質問 備されました。ところが、これら 税通則法に集約化されて規定・整 規定されていた質問検査権が、 や法人税などの個別税法のなかに 権」が認められています。 求めることのできる「質問検査 し、関係する物件の提示や提出を 連の整備で税務調査における課 平成23年度の改正では、 所得税 玉

置きは比較的柔軟に対応できて ての対象となる(不服審査基本通 拒否すると、 を調査官が留め置いたまま返却を 務調査時に提出された帳簿書類等 ました。ところが、 の前提となる帳簿書類の提示や留 税理士の立ち合いのもとに、 るという事態を招きました。 また、改正前の税務調査では、 そのことが不服申立 たとえば、 処分

### 図表1 納税環境整備等に係る 措置の主な項目

- 証拠書類のない簿外経費の 損金不算入の厳格化
- 2 相続税に係る死亡届の情報 等の通知の見直し
- 3 帳簿の提出がない場合等の 過少申告加算税等の加重措 置の整備
- 4 税理士に対する懲戒処分の 拡大など税理士制度の見直し

題が生じます。 者が提示を拒否する場合に、 ても不十分な場合、 金額の特定をどうするかという問 る帳簿書類等の保存がない、 さらには納税 あ

らかというと硬直的な取扱

いによ

⑤) というような、

どち

調査機能が低下したという指

摘もあります。

ある場合には、 る「推計課税」の規定が用意され 資料を基に所得を認定して課税す らに資料による所得計算が困 条、法人税法131条)。 ているわけです(所得税法156 査権の行使が認められており、 そのため、 国税職員には質問検 課税庁が間接的な ಕ

といってよいかもしれません。

立証責任の問題

を図る今回の措置は、

時宜に適う

税条件を厳格化して納税の適正 くなっています。その意味で、納

花

昇が国民生活に暗い影を落とすな

コロナ禍やエネルギ

首価

格

0)

É.

2、課税の公平性への視線も厳し

争われた場合、その課税処分に係 ことです。 責任は「課税庁にある」とされる のは、推計課税による課税処分が る所得やその金額についての立証 ただし、課税庁にとって厄 介な

ますので、課税所得を計算するに

益金を得るのにかかった損金

控除したもの

(所得)に課税され

した損金(原価や費用)をすべて 入)からそれを獲得するために要

/得税や法人税は、益金

(総収

を確定する必要があります。

損金の支出を裏付け

という問題がありました。 特定した後、 国税側が不利になるケースが多い しジャンケン」の不合理が生じ、 税者側の証拠が認められる「後だ とがあります。 側が帳簿を証拠として提出するこ 税側が推計課税を行なって所得を 書類を提出しなかった場合に、 税者が税務調査の段階で帳簿 訴訟の段階で納税者 そうした場合、 納 玉

(3) 脱税経費の損金性の問題

今回改正された「簿外経費の捐

した。 えでは損金になるとしても、 と同様のものとして盛り込まれま 質な納税者への措置」ということ 金不算入」は、 法人税法55条に脱税工作支出 仮に所得計算のう 悪

されました。 す。これにより、脱税工作のため 装行為に要する費用の額」に該当 に支払われた手数料は、「隠蔽仮 成18年度の税制改正においてで る費用等)が制定されたのは、 法人税法55条(不正行為等に係 損金としないことが明確に示 平

では、 のとおりです。 却しました。 できるか否か」でした。この判決 めに支払った手数料が損金に算入 を一言でいうと、「脱税工作のた 成6年9月16日判決)。その論点 判 この改正は、平成6年の最高裁 決を受けたものです 原告(納税者) その判例要旨は、 の主張を棄 (最高裁平 次

するという会計処理に協力し 手数料は、 理基準に照らして否定される する会計処理であり、 を秘匿することは、 きものであるところ、 架空の経費を計上して所得 架空の経費を計上 事実に反 公正処

法人税を免れるための費用と 処理基準に反する処理により 出されたものであって、 うな支出を費用又は損失とし いうべきであるから、 たことに対する対価として支 このよ

ったものであることはできな 理もまた、公正処理基準に従 て損金の額に算入する会計処 と解するのが相当である。

を否定しました。 れない」というところから損 処理基準からみて、 す。ところが最高裁では、「公正 級審から最高裁まで一貫していま 該当しないという結論自体は、 税工作のための支出が損 社会的に許さ 金に

規定される損金 るところです。 点からのみの立法には、 検討のない状況で、 いません。損金性について十分な て、この判決ではまったく触れて 項)に該当するかどうかについ 一方で、それらが法人税法上に (法人税法22条3 社会規範の視 疑問

# 簿外経費の損金不算入の

今回改正された簿外経費の損

不動産所得、事業所得、山林所得、前々年の収入金額 が300万円を超える雑所得を生ずる業務を行なう居住者が 隠蔽仮装行為(その所得の金額または一部を隠蔽し、また は仮装することをいう)に基づき確定申告書を提出、または 確定申告書を提出していなかった場合には、これらの申告書 に係る総収入金額にかかる売上原価等の直接費用および販 売費および一般管理費等の間接費用は、その者の各年分の 不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額およ び雑所得の金額の計算上必要経費に算入しない。なお、次 の場合を除く。

- その居住者が所得税法148条1項および同法232条1 項もしくは2項に規定する青色申告の要件を満たしている 帳簿書類を保存している場合(災害そのほかやむを得な い事情で帳簿書類を保存できなかったことを証明した場合 を含む)
- 一の帳簿より、取引の相手方が明らか、または推測で きる場合、反面調査(国税による相手方取引先の調査) により、その取引が行なわれ、その金額も生じたと認めら れる場合

置付けたほうが、 る立法になったと思います。 れている推計課税の特例として位 以上を踏まえて、 より説得力のあ 所得税と法人

等)の項建てを並べ替え、 と留意点をまとめておきます。 税の改正規定について、 を新たに加えることになりました 、家事関連費等の必要経費不算入 今回の改正で、 所得税の改正概要と留意点 所得税法45条 その概要 第3項

となるものとして、 所得税額、

り、 算の根本的な考え方を、 を規定する所得税法37条の所得計 費性を否定することは、必要経費 あっさり否定することにつな 立法によ

関わるだけに、その影響が危惧さ これは税務調査などの執行面 iz

しかし、私見ですが、立法の経緯

図表2)。

所得税法45条には、

経費不算入

すでに規定さ

び法人税法55条に、それぞれ追加

)項として盛り込まれています。

といえます。

改正規定は、

所得税法45条およ

から、

とてもインパクトが大きい

相当額が所得と認定されるのです

原価や販売費および一般管理費等

簿等を提示しなければ、

収入から

裏付ける帳簿書類等がなかった

あるいは納税者が保存した帳

不算入の厳格化は、

損金の支出を

成義務とは、 に施行されますので、 経費不算入の規定は令和5年1月 されました(所得税法232条2 合に帳簿等の作成・保存義務が課 00万円を超える業務を行なう場 雑所得については、 なお、令和4年1月 隠蔽仮装行為の場合の必要 施行において1年の 収入金額が3 帳簿等の作

## 法人税の改正概要と留意点

(2)

えることになりました てを並べ替え、 (不正行為等に係る費用等)の項建 法人税法55条には、 今回の改正で、 第3項を新たに加 法人税法55条 不正行為等 (図表3)。

費性のない支出です。 および過料などが挙げられていま しかし、これらはもともと経 各種加算税、 家事上 の経 罰 金

ついて、 隠蔽仮装行為による経済的取引 所得税法45条で必要経

れます。

ギャップが生じます。 11日 「から、

危惧があることも、

### 証拠書類保存の 原則とは

性または損金性が認められていま その取引記録について、 全・備付けを満たした場合には、 人の帳簿書類または帳簿等の保 ますが、例外として、 たは損金は否認されることになり なかった場合に、その必要経費ま 告書、または確定申告書の提出が 仮装隠蔽行為に基づいた確定 (図表2・3)。 青色申告法 必要経費

な費用、 や損失、 当に減少させる行為における費用 れています。 法に抵触するような費用が挙げら に係る費用等として、 わいろや脱税経費など刑 罰金や加算税等の制裁的 法人税を不

述したとおりです。 立法の経緯とその問題点は、 前

ることにつながります。 を、立法により、 による所得計算の根本的な考え方 金性を否定すると、法人税法22条 について、法人税法55条により損 税務調査などの執行面における 隠蔽仮装行為による経済的 あっさり否定す 取 引

所得税と同様

36 企業実務 2022. 8

内国法人が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出、 または確定申告書を提出していなかった場合には、これらの 申告書にかかる事業年度の法人税法22条3項1号に掲げる 原価の額、同項2号に掲げる費用の額および同項3号に掲 げる損失の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額 の計算上損金の額に算入しない。

なお、次の場合を除く。

- その内国法人が法人税法126条1項または同法150条 の2第1項に規定する青色申告の要件を満たしている帳簿 書類を保存している場合(災害そのほかやむを得ない事情 で帳簿書類を保存できなかったことを証明した場合を含む)
- 一の帳簿より、取引の相手方が明らか、または推測でき る場合、反面調査(国税による相手方取引先の調査)によ りその取引が行なわれ、その金額も生じたと認められる場合

影響を及ぼす および資本に る資産、負債

この規定は発動されないことにな 正な質問検査権に応えられれば、 色申告の帳簿等の整備があり、

ただし、その回避規定として青

適

ります。

帳簿が提示されれば、 していると考えます。 が適用されないということを意味 条3項あるいは法人税法55条3項

といえます。

たとしても、

青色申告の要件を満 仮装隠蔽行為があっ

もともと青色申告とは、

正規の

青色申告の要件を満たす帳簿書類

ける許容範囲のターゲットは、

仮装隠蔽行為の判断に

基づいた真正の事実を会計のルー 簿記 なるのが ることをいいます。 ルに基づいて適正に記録・保存す 中小企業の会計に関する基本要 会計に関する指針」あるいは 中小企業向けには、「中小企業 の原則、とりわけ複式簿記に 「企業会計原則」です。 その拠り所と

ったとしても、

課税庁が質問検査 納税者から適正な

仮装隠蔽(と疑われるもの)があ

これは、提出された申告内容に

るいは損金に算入できます。

けば、売上原価等や販売費および

般管理費等の費用を必要経費あ

たす帳簿書類を作成・保存してお

領」が用意さ は、その有す 大事です。 存することが って記録・保 で、それに則 れているの 具体的 に

って、 つ明瞭に記録 記の原則に従 つき、複式簿 切の取引に

表および損益

所得税法45 算書を作成します。

## 今後の

地を断った改正といえます。 必要経費性や損金性を主張する余 引に基づく原価・費用等を示して 推計課税をされた後に、適正な取 調査において、悪質な納税者が、 金不算入の厳格化措置は、国税 した証拠書類のない簿外経費の損 令和4年度税制改正により成立 0

行為についての解釈が、 と軌を一にするかどうかは、 の実務で積み上げられてきた解釈 法55条3項に規定された隠蔽仮装 運用によります。 所得税法45条3項および法人税 重加算税

あります。 の証票書類を保存しておく必要が 必要な書類 所定の帳簿、 決算日から7年間は所定の場所に 帳および総勘定元帳を整備し、 必要な法定帳簿書類として、 請求書や領収書など 棚卸表その他決算に 仕

です。 のか ると思います)も気になるところ 証拠がなければ否認」「調査に協 ,事情」 さらに、もし、この規定を盾に また、 (実務では、 盗難などの理由が出てく の射程範囲がどこまでな 「災害その他

とも危惧されるところです。 者との信頼関係へ影響を及ぼ \*

な調査がなされれば、

国税と納税

力しなければ否認」などの威圧的

\*

年度から適用されます。 5年1月1日以後に開始する事業 れ、法人税法55条の改正は、 年分以後の所得税について適用さ 所得税法45条の改正は、令 令和

そうではない税理士の評価を分か の指導に力を入れている税理士と 姿勢を示すとともに、 意です (令和6年1月1日施行)。 加算税が加重されているので要注 仮装隠蔽行為の有無にかかわら あるいは記載不十分な場合には、 、れませんが、帳簿等の不提示、 さらに紙幅の都合で詳細は述 いずれにしても、 過少申告加算税および無申告 悪質な納税者には厳格に臨む 今回の改正 申告書作成

とファイナンスのコンサルティング会社として㈱アサヒ・ビジネスセンターを設立。日本税務会計学会法律部門の副学会長。 大学卒業後、 会計事務所に勤務。税理士資格を取得し、 平成元年1月、税理士事務所を開業。

*37* 

Δ

つことにもなりそうです。

社員の瑕疵によ

やむをえな